

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 8月26日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	発電所内用緊急時通報システム点検において、システムの一部に不具合(緊急時通報用電話機による一斉放送機能が不能)が認められたため、当該システムの基盤を交換。	GⅢ	
2	4号機	補機冷却海水系電解鉄イオン供給装置海水取水管排水弁において、シート部に漏えい(鉛筆芯1本程度分)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
3	4号機	換気空調系中央制御室給気処理装置(A)架台コンクリート部において、亀裂が有り結露水のにじみ(少量)が認められたため、当該箇所を修理。	GⅢ	
4	3・4号廃棄物処理設備	タンクベント処理系デミスタ(ミスト除去装置)Uシールドレン配管において、配管が詰まり気味(排水が少量しか流れない)であることが認められたため、当該配管を清掃。	GⅢ	